

（目 的）

第1条 この規則は、学校法人目白学園の評議員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

（対 象）

第2条 この規則において報酬を支給する評議員は、学校法人目白学園寄附行為第33条第1項に定める者とする。

（報酬の額）

第3条 評議員が、評議員会その他、学校法人目白学園が指定する会議（以下「評議員会等」という。）に評議員として出席した都度、月額3万円の報酬を支給するものとする。

（報酬の支給方法）

第4条 前条における報酬は次の各号のとおり支給する。

（1）学校法人目白学園の教職員を兼務している評議員

評議員会等開催日の翌月の給与に、前条の金額を課税対象として加算することにより支給する

（2）学校法人目白学園の教職員を兼務していない評議員

評議員会等開催日から14日以内に、前条の金額を所得税源泉徴収後の金額として本人名義の指定預金口座へ振り込むことにより支給する

（作成）

第5条 学園は、毎会計年度終了後3か月以内にこの規則の改正について審議しなければならない。ただし、審議の結果、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規則の内容を確認した旨を当該理事会の議事録に記載するものとする。

（定めのない事項の取り扱いなど）

第6条 評議員の報酬に関し、この規則に定めのない事項については理事会の審議を経て、理事長が決定する。

（規則の改廃）

第7条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聞いたうえで、理事会の審議を経なければならない。

附則

この規則は、2024年12月17日から施行し、2024年4月1日から適用する。

この規則は、2025年6月17日から施行し、2025年4月1日から適用する。ただし、この規則の適用の際に、現に評議員を兼務する理事長及び常勤理事は、この規則の対象から除く。

この規則は、2026年6月16日から施行する。